

静岡県産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務グループ取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、県が発注する産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務に係る企業のグループ（以下「グループ」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（グループの業務）

第2条 グループの対象業務は、県が発注する産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務に関するものとし、見積提出及び入札に関する業務を行う。なお、入札まではグループをもって行い、その落札以降は各者が個別に契約を締結し、履行するものとする。

2 グループは、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項その他グループの運営に関する基本的かつ重要な事項について、構成員全員の協議をもって決定し、適正な業務の完了に当たるものとする。

3 業務の履行に関し、発注者との折衝、見積提出及び入札を行う権限は、代表者が有するものとする。

（構成員数及び組み合わせ）

第3条 構成員の数は6者以内とし、1者の処分業務を担当する者と、1～5者の収集運搬業務を担当する者とで構成する。

（構成員の要件）

第4条 グループの構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 静岡県産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務に係る競争入札参加資格審査結果通知書において資格が認められた者
- (2) 上記通知書において、同一のグループ番号を所持している者

（グループ協定書）

第5条 グループの構成員は別紙様式1により、静岡県産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務グループ協定書を作成するものとする。

（代表者要件）

第6条 代表者は、処分業務を担当する者とする。

附 則

この要綱は、平成28年1月19日から施行する。